

2

2. 16. 51

八月廿四日

去取商船會社上同船之付込向取之旨を件  
首取し同元會律如下に記す如し

此

一 船之則、此等

大取商船會社上同船之件、内航部之同船之(三ヶ位以下)に日本海沿  
一付込は美並北に起因し付込低下し本年より上出規程を以て二割  
弱船隻出入り量、出取ノ削減を以て此の濶合を以て今此ノ極  
果に付込減し付込は美ノ原水ノ物をも策動し、この濶合を以て今此ノ極  
一 脚用者作ししに有る無実ノ空航より免す大途に有耶無耶の解し  
各之の合之中より之ノ遺憾とし悔之協同會、入合を以て濶合ノ權様ナリ、  
二 合新濶合

今此の濶合より之を付込減は美ノ在國策動し、この濶合を以て今此ノ極